

車両出入口部の設置基準

1. 車両出入口部

車両出入口部は、自動車が車道と沿道隣接地の出入りに必要な箇所及び幅を定めて、歩道部を自動車荷重に耐えるように構造変更するものである。

車両出入口は、歩行者専用道である歩道の一部を車道とするものであるため、その設置にあたっては、歩行者等の利便を第一に考慮すること。

車両出入口は、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置するものとする。

【乗入幅】

型式	車種	乗入幅	備考
I種	乗用、小型貨物自動車	4.0m以下	一般住宅等 ただし、主として乗用、小型貨物車が常時出入りする店舗、事務所、マンション、貸駐車場は6.0m以下とする。
II種	普通貨物自動車等 (6.5t以下)	8.0m以下	大型車の乗入れが少ない店舗等
III種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5tを超えるもの)	12.0m以下	長さ8.0m以上の車両が出入りする工場、倉庫、ガソリンスタンド、大型店舗、ドライブイン、駐車場など

(注)

- 1) 乗入幅については、その必要性を十分検討し最小限の幅とすること。なお、II種、III種においては、幅の算出が必要と判断される場合には軌跡図を提出させること。
- 2) やむを得ず駐車場を並列駐車とする等、上表によりがたい場合は、土地利用図等により乗入幅を決定するものとする。
- 3) 車種については、頻繁に出入りする最大のものを適用すること。
- 4) 車種はいずれも単車の場合を表わす。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は土地利用図・軌跡図等により別途協議とする。
- 5) ガソリンスタンド等他の法令により乗入幅が定められているものについては、必要とする乗入幅とする。(例:乗入口1箇所の場合10.0m、2箇所の場合5.0m以上/箇所)
- 6) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について1箇所とし、出入口を分断する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、2箇所まで承認することができる。
- 7) 乗入口を2箇所設ける場合は、乗入口相互の間隔は5.0m以上とすること。ただし、土地、建物の実態からやむを得ない場合はこの限りでない。

【舗装構成】

(単位：c m)

種別	車種	コンクリート舗装		アスファルト舗装		
		コンクリート	路 盤	密粒度	粗粒度	路 盤
I 種	乗用、小型貨物自動車 (W=4.0m 以下)	1 5	1 0	5		1 0
I 種	乗用、小型貨物自動車 (W=6.0m 以下)			5		2 5
II 種	普通貨物自動車等	2 0	2 0	5	5	2 5
III 種	大型及び中型貨物自動車等	2 5	2 5	5	1 0	3 0

(注)

- 1) 舗装厚は出入りする車種の最大のを適用する。
- 2) コンクリート舗装の場合はコンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度（設計基準強度） $\sigma 28=21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
- 3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
- 4) 路床土は良質土を用いるものとする。
- 5) 路盤材は粒調碎石又はクラッシャーランを用いるものとする。
- 6) その他の構造の場合は、道路管理者と協議のうえ決定するものとする。
- 7) III種については、一般的な構造であり現況によって道路管理者の指示するところによる。
- 8) インターロッキング舗装の場合は、別途、協議すること。

2. 車両乗入れ部の設置箇所

車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けること。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

- ① 横断歩道の中及び前後各 5 m 以内の部分。
- ② トンネル等の前後各 5 0 m 以内の部分。
- ③ バス停留所、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各 1 0 m 以内の部分。
- ④ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。
- ⑤ 交差点（総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点をいう。）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- ⑥ バス停車帯の部分。
- ⑦ 橋の部分。

- ⑧ 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分。ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間は除く。
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

3. その他留意事項

- 1) 切下げが連続する場合は、歩道舗装面の高さを切下げ部の高さに合わせるなど歩行者の利便性に十分配慮すること。
- 2) 乗入部の旧側溝は自動車荷重に耐え得るように新設、補強又は改修すること。
- 3) 歩道等面が低いために強雨時に水の溜まる恐れが生じる箇所では、雨水枿を追加する等排水に十分配慮するものとする。
- 4) 車両乗入れ部から車両乗入れ部以外の歩道等への車両の進入を防止し、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じ柵等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとする。
- 5) 不要となった車両乗入れ部は、歩車道境界ブロック、舗装並びに道路附属物（横断防止柵他）を普通歩道（一般部）の構造に復旧すること。